

日吉杯（10月13日）

子供のために

今年の5月、幼い2歳の子供が、その短い一生を終えました。死因は餓死です！ 子どもたちはわずかな食事しか与えられず、ついには紙やプラスチックなどを口にしました。そして腸閉塞となり、苦しみぬいて死んでいったのです！

なくなった子どもの悲しさ、苦痛は想像を絶するものです。このようなことが許されているのでしょうか。いえ、決して許されていないはずがありません！

これ以上、虐待で苦しむ子どもを増やしてはならないのです！

児童虐待の問題性は、子供を死に追いやることにあるだけではありません。子供のアイデンティティ形成にも、非常に大きな悪影響を与えます。

子どもにとって家族の親密度は一番高いのであります。そのため、家族はアイデンティティの形成において重要です。また、アイデンティティは社会で生きていくために不可欠です。

したがって、虐待による人格形成疎外は一生にわたって影響を及ぼすのです。つまり、アイデンティティを形成する上で最も重要な家族内において、子どもが虐待によって人格形成を阻害されることは一生の傷となってしまうのです。

子どもが虐待を受けることによる精神の状況をみると、約36%が精神に影響がありました。また、少年犯罪を起こしたこどもの約7割が虐待を受けた経験があるというデータもあります。つまり、虐待を受けることは子どもに肉体的な被害だけでなく、精神的な被害も受けることになるのです。以上のようにして、子どもたちは虐待の苦しみに襲われているのです。

それでは、虐待の現状を述べさせていただきます。

どのくらいの子供が虐待に苦しんでいるのでしょうか。厚生労働省の調査によると、去年の通報件数は約60,000件！

また、年間あたりの死亡件数は約50人！つまり、一週間に一人、虐待によりなくなっているのです。

養育者が虐待をする原因とはいかなるものなのでしょうか。

厚労省によると、養育者が虐待に及んだ理由として、養育能力の低さが約30%、育児不安が約25%となっています。そして、育児不安の原因の8割は知識不足に起因します。

つまり、「育児不安」と「養育能力の低さ」に共通して言えることは、養育者の子育てに関する知識が欠けているということです。

現在、養育者への養育の知識提供の場として自治体や病院が開催している母親学級、両親学級などがあります。しかし、このプログラムは主に妊婦に対する出産の知識を提供する場であり、子育ての知識の提供は行われません。

虐待を受けた後、悲惨な現状に苦しむ子供たちを救うための機関はどこでしょうか。それは児童相談所です。

しかし、現在、子どもを救うことが難しい状況にあります。たとえば、児童相談所の職員数は不足していることが挙げられます。児童相談所の職員は児童福祉司などで構成されています。しかし、彼らの負担は大きく、彼らの約9割が最低でも現在の1.5倍の人数の確保が必要であると述べています。その具体的な理由は約半数の職員が、一人当たりの職員が受け持つ子どもの数が非常に多いからというものです。実際、職員が一人当たり、20件の虐待事例を同時に持つと、職員の手には負えなくなると言われています。しかし、その20件を超えているのは13都県に上ります。

以上の状況から、虐待の最前線に立つ職員たちの苦しさがうかがえます。

また、児童相談所の職員は適切な判断が出来るようになるレベルの専門性を獲得するまでの年数は何年であるかという調査に対し、

3年以上と答えた職員が約4割で、5年以上と答えた職員が約3割でした。しかし、実際に勤務している職員の勤務経験年数は3年未満が50%を超えています。専門性の低い職員が多数存在するため、多くの子どもが救われていない状態があるのです！

また、子どもが虐待を受けてしまった場合、多くの場合は面接指導により解決します。しかし、子どもを施設で保護する必要が全体の約1割程度あります。そのうちのほとんどは児童養護施設に入所します。しかし、施設は集団で生活する場であり、親代わりである職員と触れ合う時間は、実際の家庭の親子関係における時間と比べて少なくなってしまう。こうした結果、十分な愛情が受けられなくなってしまう。ただし、里親に引き取られる子どもが少なからずいます。里親に引き取られるということで児童養護施設に入所するのと比べて、より多く、養育者と接することができます。

現在、家庭から引き離す必要がある子どものうち里親に引き取られるのは約1割しかありません。その原因は、里親の数が足りていないからです。また、その理由として里親制度の周知不足にあります。

それでは、虐待が起きた後の解決について述べさせていただきます。現在、児童相談所職員の負担が増加している原因は虐待の相談対応件数が増加しており、その対応に職員が追いつけていないことにあります。児童相談所の職員は絶対数が足りていない上に、虐待に対する専門性も持ち合わせていないのです。そのため、職員たちは子どもに対して十分なケアをおこなえていないのです。

児童相談所の職員の専門性の問題もあります。児童相談所の職員をつとめる児童福祉司は採用時に行政職と福祉職に分かれます。

しかし、行政職は事務員としてのスキルが高い一方、福祉職は元々児童虐待等の業務を前提としています。そのため、児童福祉司を行政職として用いることは適切な配置と言えないのです！

実際に、全員を行政職で任用している自治体について、「専門性の確保の問題」が約6割の自治体から、「ケース対応の困難性」が約3割の自治体から出されていることを見ても、行政職が虐待に対応する際、専門性において問題があると認識されていることがわかります。逆に、全員を福祉職で任用している自治体からは、「専門性が発揮できる」という回答が約7割得られています。

人事異動について、「人事異動により専門性の蓄積が難しい」といった指摘があるなど、決して好ましいとは

受け止められていないと考えられています。それにもかかわらず、現実には数年で異動がなされているのはなぜでしょうか。

現在、職員が足りていないことにより、一人当たりの業務が多くなっています。そのため、職員が燃え尽きたり、鬱になったりするバーンアウトの増加が主に挙げられています。そのため、職員が児童相談所で働く期間を短く設定しているのです。

ここで、私は3つの政策を提示します。

1つ目は養育者への子育て知識の提供、2つめは、児童相談所職員の増員と職員の専門性の向上、3つめは、里親候補を募集する自治体での里親制度の周知です。

1つ目ですが、母親学級のカリキュラムに子育ての知識を与える授業を組み込みます。こうすることにより、子育ての知識を学ぶことができ、育児不安の解消につながり、児童虐待の原因である子育ての知識不足が解消されます。

知識不足解消により、虐待を減少させることができます。しかしそれでも虐待は発生してしまうと予想されます。

そこで2つ目の政策ですが、仮に虐待を未然に防ごうとしても、完璧に防ぐことは困難であると予想されます。そこで、虐待が発生してしまった後に、効果的に対応できるようにする必要があります。先ほども述べたように、児童相談所の職員数は足りていない状況にあります。彼らの負担は大きく、彼らの約9割が最低でも現在の1.5倍の人数の確保が必要であると述べています。したがって、児童福祉司を現在の約2,500人の職員数を1.5倍である3,750人に増員させます。こうすることにより、職員一人あたりが受け持つ子どもの数を減らし、より丁寧なケアを施すことができるのです。また、現在、児童福祉司には専門性が不十分であることが指摘されています。そのため、児童福祉司を人事異動の多い行政職で採用せず、人事異動の少ない福祉職で採用します。

これにより、児童福祉司の人事異動を減らし、児童相談所での業務に専念させることにより、職員の専門性を高めることが出来るのです。

3つ目は、市政だよりを用いるなどして里親制度の周知活動を行うことです。実際に、福岡市は、広報活動を行った結果、里親が約14%増えています。また、各自治体が周知活動を行っていない理由は、里親制度よりも、児童養護施設の重視などがあり、自治体によって、重点を置くところにばらつきがみられていました。そのため、里親制度を全自治体で周知活動を行うことで、福岡市のように一定の成果を期待することができます。

今、この瞬間でも苦しんでいる子どもはたくさんいます。彼らは助けを求めています！そんな子どもたちを今こそ救おうではありませんか！

ご清聴、ありがとうございました。